

“安心をお届けする” 訪問診療
「わかば便り」
第39号 (R4.1)

■ご存知ですか？在宅医療（ケアマネ編）

前月号まで訪問看護について事例と共にご紹介してまいりました。年も変わり令和4年からは介護のプロであるケアマネージャーについて、数回にわたりわかばクリニックのグループ事業所『居宅介護支援事業所わかば』のケアマネが実際に関わった事例も交え、ご紹介していきたいと思ひます。

【ケアマネージャー（以下“ケアマネ”）の役割】

（1）ケアマネが支援する対象者

- ・要介護認定を受けられた介護支援を必要とする方です。
- ・介護が必要な状態にもかかわらず介護認定を受けていない場合は、その申請手続きから支援します。（右記参照）

（2）ケアマネの役割

- ・介護を必要とする本人だけでなくご家族が抱えている問題も共に考え、必要な介護保険サービスを受けられるようマネジメントします。
- ・ケアマネの主な役割は以下の通りです。

ケアプランの作成・介護給付費の管理

介護保険サービスを受けるために必要なケアプランを作成します。ご利用者様が抱える問題点を明らかにして一緒に目標を定め、自立した日常生活を送れるよう支援するための計画書です。また、介護サービスの利用で発生する介護給付費の管理も行います。



定期的な状況確認

定期的にご利用者宅に訪問・面談して状況を把握し、必要な支援が行われているか確認・相談します。法令上月1回以上の利用者訪問が定められています。



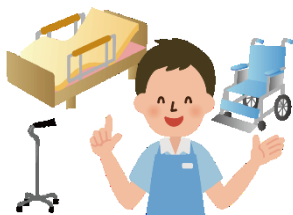
利用者・ご家族からの相談対応

ご利用者様やご家族から悩みを聞いたり相談を受けて、その解決策を提案したり、サービス事業所等の情報提供をしたり、様々な内容に介護のプロとしてお応えします。



利用者とサービス事業所間の調整

サービス事業所とご利用者様を繋ぎ合わせるための連絡・調整を行います。



■申請手続きの代行業務

- ・ケアマネは介護に関わる申請手続きを代行することができます。例えば以下のような手続きです。
- ・介護保険の新規・更新・変更申請
- ・介護保険以外の市区町村が実施しているサービスの利用申請（サービスの内容についてはケアマネに相談してみてください）
- ・但し、介護に関わることだからと何でも代行できるわけではありません。また、税金等お金の支払も代行することはできません。



～解説～

- ・正式には“介護支援専門員”と呼ばれるケアマネですが、その名の通り介護を専門に支援する介護のプロです。業務の範囲は広く専門的な知識が必要です。また、介護サービスに関わる日頃の情報収集も大切になります。
- ・ケアマネの主な役割は左記の通りですが、実際の現場での仕事内容は多岐にわたります。介護保険サービスの提供だけでなく、生活困窮者の生活保護申請補助、突発的な状況での訪問、急な電話連絡での悩み相談等、様々な状況に臨機応変に対応が必要などとても大変な仕事です。
- ・ただ、中には何でもやってもらえると勘違いして便利屋のように対応を求められる場合もあるのが実情です。
- ・介護の現場で奮闘するケアマネについてもっと知ってもらえるよう、事例も交えてご紹介していきたいと思ひます。



☆ご質問・ご相談等、お気軽にお声掛けください。



わかばクリニック

安心を
お届けする

熊本市東区若葉3-13-20
☎096-285-6014 web: wakaba-cl.jp